

中華人民共和國中外合弁經營企業法（日中対訳版）

中華人民共和國主席令（第 48 号）

2001 年 3 月 15 日施行

2016 年 10 月 1 日修正

（訳者注：以下の日本語訳において、各条項の括弧書きタイトルは、訳者である華鐘コンサルタントグループが読者の便宜のために入れたものであり、原文法律には存在しない。）

中文原文	日本語対訳
第一条 中华人民共和国为了扩大国际经济合作和技术交流，允许外国公司、企业和其它经济组织或个人（以下简称外国合营者），按照平等互利的原则，经中国政府批准，在中华人民共和国境内，同中国的公司、企业或其它经济组织（以下简称中国合营者）共同举办合营企业。	第1条 中華人民共和國は国際經濟協力と技術交流を拡大するため、外国の会社、企業及びその他の經濟組織或いは個人（以下、外国側合弁經營者と略称する）が、平等互惠の原則に基づき、中国政府の承認を経て、中華人民共和國国内に、中国の会社、企業或いはその他の經濟組織（以下、中国側合弁經營者と略称する）と共同で合弁企業を設立することを許可する。
第二条 中国政府依法保护外国合营者按照经中国政府批准的协议、合同、章程在合营企业的投资、应分得的利润和其它合法权益。 合营企业的一切活动应遵守中华人民共和国法律、法规的规定。 国家对合营企业不实行国有化和征收；在特殊情况下，根据社会公共利益的需要，对合营企业可以依照法律程序实行征收，并给予相应的补偿。	第2条 中国政府は法により、外国側合弁經營者が中国政府の承認した協議、契約、定款に従った合弁企業への投資、分配され得るべき利益及びその他合法的權益を保護する。 合弁企業の全ての活動は中華人民共和國の法律、法規の規定を遵守しなければならない。 国家は合弁企業に対し国有化や徴収を実行しない。特殊な状況下においては、社会の公共利益の需要に基づき、合弁企業に対し法律の規定に従い徴収を行い、かつ相応の補償を与えることができる。
第三条 合营各方签订的合营协议、合同、章程，应报国家对外经济贸易主管部门（以下称审查批准机关）审查批准。审查批准机关应在三个月内决定批准或不批准。合营企业经批准后，向国家工商行政管理主管部门登记，领取营业执照，开始营业。	第3条 合弁各者が締結した合弁協議、契約、定款は、国家對外經濟貿易主管部門（以下、審査許可機関と略称する）に報告し審査承認を受けなければならない。審査許可機関は三ヶ月以内に承認或いは非承認を決定しなければならない。合弁企業は承認を経た後、国家工商

第四条 合营企业的形式为有限责任公司。 在合营企业的注册资本中，外国合营者的投资比例一般不低于百分之二十五。 合营各方按注册资本比例分享利润和分担风险及亏损。 合营者的注册资本如果转让必须经合营各方同意。 第五条 合营企业各方可以现金、实物、工业产权等进行投资。 外国合营者作为投资的技术和设备，必须确实是适合我国需要的先进技术和设备。如果有意以落后的技术和设备进行欺骗，造成损失的，应赔偿损失。 中国合营者的投资可包括为合营企业经营期间提供的场地使用权。如果场地使用权未作为中国合营者投资的一部分，合营企业应向中国政府缴纳使用费。 上述各项投资应在合营企业的合同和章程中加以规定，其价格（场地除外）由合营各方评议商定。 第六条 合营企业设董事会，其人数组成由合营各方协商，在合同、章程中确定，并由合营各方委派和撤换。董事长和副董事长由合营各方协商确定或由董事会选举产生。中外合营者的一方担任董事长的，由他方担任副董事长。董事会根据平等互利的原则，决定合营企业的重大问题。	行政管理主管部門で登録し、営業許可証を受領し、営業を開始する。 第 4 条 合弁企業の形式は有限責任会社とする。 合弁企業の登録資本の中で、外国側合弁経営者の出資比率は一般的に百分の二十五を下回らない。 合弁各者は登録資本の比率に応じて利益分配を受けリスクと欠損を分担する。 合弁経営者の登録資本を譲渡する場合は、合弁各者の同意を得なければならない。 第 5 条 合弁企業各者は、現金、現物、工業財産権等をもって出資できる。 外国側合弁経営者が出資する技術と設備は、確実にわが国の需要に適合した先進技術及び設備でなければならない。故意に旧式の技術及び設備で欺き、損失をもたらしたものは、損失を賠償しなければならない。 中国側合弁経営者の出資は合弁企業の経営期間に提供する土地使用権を含めることができる。土地使用権を中国側合弁経営者の出資の一部としない場合は、合弁企業が中国政府に使用料を納めなければならない。 上記のそれぞれの出資は合弁企業の契約と定款に規定しなければならず、その価格（用地を除く）は合弁各者が協議の上取り決める。 第 6 条 合弁企業は董事会を設置し、その人数構成は合弁各者が協議して、契約、定款の中に規定し、かつ合弁各者が任命及び更迭する。董事長と副董事長は合弁各者が協議して決定する、或いは董事会が選挙の上決定する。中外合弁経営者の一方が董事長を務め、もう一方が副董事長を務める。董事会は平等互恵の原
--	--

董事会的职权是按合营企业章程规定，讨论决定合营企业的一切重大问题：企业发展规划、生产经营活动方案、收支预算、利润分配、劳动工资计划、停业，以及总经理、副总经理、总工程师、总会计师、审计师的任命或聘请及其职权和待遇等。 正副总经理（或正副厂长）由合营各方分别担任。 合营企业职工录用、辞退、报酬、福利、劳动保护、劳动保险等事项，应当依法通过订立合同加以规定。 第七条 合营企业的职工依法建立工会组织，开展工会活动，维护职工的合法权益。 合营企业应当为本企业工会提供必要的活动条件。 第八条 合营企业获得的毛利润，按中华人民共和国税法规定缴纳合营企业所得税后，扣除合营企业章程规定的储备基金、职工奖励及福利基金、企业发展基金，净利润根据合营各方注册资本的比例进行分配。 合营企业依照国家有关税收的法律和行政法规的规定，可以享受减税、免税的优惠待遇。 外国合营者将分得的净利润用于在中国境内再投资时，可申请退还已缴纳的部分所得税。	則に従い、合弁企業の重要問題を決定する。 董事会の職権は合弁企業の定款の規定に従い、企業の発展計画、生産経営活動計画、収支予算、利益処分、労働給与計画、営業停止、及び総経理、副総経理、総工程師、総会計師、審計師の任命或いは招聘及びその職権と待遇等といった、合弁企業の全ての重要問題を討論して決定する。 正副総経理（或いは正副工場長）は合弁各者がそれぞれ分担する。 合弁企業の従業員を採用、解雇、報酬、福利、労働保護、労働保険等の事項については、法に抛り契約の締結を通じて規定しなければならない。 第 7 条 合弁企業の従業員は法に従い労働組合組織を作り、組合活動を展開し、従業員の合法的權益を保護する。 合弁企業は当企業の労働組合に必要な活動条件を提供しなければならない。 第 8 条 合弁企業が得た粗利益は、中華人民共和国の税法の規定に従い合弁企業所得税を納付した後、合弁企業の定款に規定する準備基金、従業員奨励及び福利厚生基金、企業發展基金を控除し、純利益は合弁各者の登録資本の比率に基づき分配される。 合弁企業は国家の税収に関する法律と行政法規の規定に従い、減税、免税の優遇を受けることができる。 外国側合弁経営者が分配された純利益を中国国内に再投資する際は、納付済みの所得税の一部を還付申請することができる。
--	---

第九条 合营企业应凭营业执照在国家外汇管理机关允许经营外汇业务的银行或其它金融机构开立外汇帐户。 合营企业的有关外汇事宜，应遵照中华人民共和国外汇管理条例办理。 合营企业在其经营活动中，可直接向外国银行筹措资金。 合营企业的各项保险应向中国境内的保险公司投保。 第十条 合营企业在批准的经营范围内所需的原材料、燃料等物资，按照公平、合理的原则，可以在国内市场或者在国际市场购买。 鼓励合营企业向中国境外销售产品。出口产品可由合营企业直接与其有关的委托机构向国外市场出售，也可通过中国的外贸机构出售。合营企业产品也可在中国市场销售。 合营企业需要时可在中国境外设立分支机构。 第十一条 外国合营者在履行法律和协议、合同规定的义务后分得的净利润，在合营企业期满或者中止时所分得的资金以及其它资金，可按合营企业合同规定的货币，按外汇管理条例汇往国外。	第 9 条 合弁企業は営業許可証により国家外国為替管理機関が外国為替業務の經營を許可する銀行或いはその他の金融機関に外貨口座を開設しなければならない。 合弁企業の外国為替に関する事項は、中華人民共和国外国為替管理条例に従い処理しなければならない。 合弁企業はその經營活動において、直接外国の銀行より資金を調達することができる。 合弁企業の各保険は中国国内の保険会社で加入しなければならない。 第 10 条 合弁企業が承認された經營範囲内で必要とする原材料、燃料等の物資については、公平、合理的の原則に従い、国内市場或いは国際市場で購買することができる。 合弁企業が中国国外に製品を販売することを奨励する。輸出製品は合弁企業が直接或いは合弁企業と関連のある委託機関が国外の市場に販売することができ、また中国の對外貿易機關を通じて販売することもできる。合弁企業の製品は中国市場で販売することもできる。 合弁企業は必要時には、中国国外に支店等の機關を置くことができる。 第 11 条 外国側合弁經營者が法律及び協議、契約に規定する義務を履行した後分配されて得た純利益、合弁企業の期間満了或いは中止した際に得た資金及びその他の資金については、合弁企業の契約に規定された貨幣にて、外国為替管理条例に従い国外に送金することができる。
---	---

鼓励外国合营者将可汇出的外汇存入中国银行。	外国側合弁經營者が送金することができる外貨を中国銀行に預け入れることを奨励する。
第十二条 合营企业的外籍职工的工资收入和其它正当收入，按中华人民共和国税法缴纳个人所得税后，可按外汇管理条例汇往国外。	第 12 条 合弁企業の外国籍従業員の給与収入とその他正当な収入は、中華人民共和国の税法に従い個人所得税を納付した後、外国為替管理条例に従い国外に送金することができる。
第十三条 合营企业的合营期限，按不同行业、不同情况，作不同的约定。有的行业的合营企业，应当约定合营期限；有的行业的合营企业，可以约定合营期限，也可以不约定合营期限。约定合营期限的合营企业，合营各方同意延长合营期限的，应在距合营期满六个月前向审查批准机关提出申请。审查批准机关应自接到申请之日起一个月内决定批准或不批准。	第 13 条 合弁企業の合弁期限は、それぞれの業種や状況に応じて、それぞれに取り決める。合弁期限を取り決めなければならない業種の合弁企業もあり、合弁期限を取り決めても取り決めなくてもよい業種の合弁企業もある。合弁期限を取り決める合弁企業で、合弁各者が合弁期限の延長に同意したものは、合弁期間満了の六ヶ月前までに審査許可機関に申請しなければならない。審査許可機関は申請を受取った日より一ヶ月以内に承認或いは非承認を決定しなければならない。
第十四条 合营企业如发生严重亏损、一方不履行合同和章程规定的义务、不可抗力等，经合营各方协商同意，报请审查批准机关批准，并向国家工商行政管理主管部门登记，可终止合同。如果因违反合同而造成损失的，应由违反合同的一方承担经济责任。	第 14 条 合弁企業に重大な欠損、一方による契約と定款に規定する義務の不履行、不可抗力等が発生した場合、合弁各者の協議と同意を経て、審査許可機関に承認され、かつ国家工商行政管理主管部門で登録をして、契約を終了することができる。契約違反により損失をもたらしたものは、契約違反をした一方が経済責任を負わなければならない。
第十五条 举办合营企业不涉及国家规定实施准入特别管理措施的，对本法第三条、第十三条、第十四条规定的审批事项，适用备案管理。国家规定的准入特别管理措施由	第 15 条 合弁企業の設立が、国家の参入特別管理措置実施の規定に触れない場合、本法第三条、第十三条、第十四条に規定する審査批准事項には、届出管理を適用する。国家が規定する

国务院发布或者批准发布。 第十六条 合营各方发生纠纷，董事会不能协商解决时，由中国仲裁机构进行调解或仲裁，也可由合营各方协议在其它仲裁机构仲裁。 合营各方没有在合同中订有仲裁条款的或者事后没有达成书面仲裁协议的，可以向人民法院起诉。 第十七条 本法自公布之日起生效。	参入特別管理措置は、国务院が公布するか若しくは公布を批准する。 第16条 合弁各者の間でもめごとが起き、董事会が協議して解決できない時は、中国の仲裁機関が調停或いは仲裁し、また合弁各者が協議してその他の仲裁機関にて仲裁することもできる。 合弁各者は契約に仲裁条項を定めていないもの、或いは事後に書面による仲裁合意に達しないものは、人民法院に起訴することができる。 第 17 条 本法は公布の日より発効する。
---	---

華鐘諮詢